

組合加入条件（出店条件）

- 小売業又はサービス業を行う方
- 事前に呑竜に関する資料に目を通して頂き、組合に対する理解を得た方
- 日本語での意思疎通が可能な方
- 暴力団関係者でない方。またそのようか関係者をお客様にしない方
- 性風俗関連の営業をしない方
- 必要に応じた営業許可をお持ちか、その取得予定がある方
- 改装費などを含め1年以上の運転資金があることを証明できる方
 - 現在の建物は築30年以上の非常に古い物件です。借主に対し敷金・礼金・現状復帰の義務などを設けておらず家賃も低額なのは、新規入居者の店舗改装による再生を期待しているためです。立地や知名度に加えこのような条件をみると確かに呑竜の店舗は開業を夢見る方にとって優良物件と思えるかもしれませんが、しかし、別の見方をすると、組合でも把握しきれない経年劣化部分があり、開業までの設備投資や改修にある程度の費用が掛かる可能性がある事を意味します。低額家賃の魅力で出店したものの思わぬ出費で営業に行き詰まらないためにも事前に余力を監査をさせて頂くことをご理解ください。
- 週4日以上営業する方
 - 共同店舗施設に出店する利点は経済的相乗効果があることです。呑竜としては、いつも“ネオンが点いている”“賑わっている”という集客効果を狙う演出が必須であり、各店舗それに貢献して頂きます。